# 後期高齢者医療制度のお知らせ

## ) 保険証(被保険者証)を更新します

7月31日まで



8月1日から



後期高齢者医療制度の保険証(後期高齢者医療被保険者証)は、 笠松町に住所を有するすべての75歳以上の方と、65歳から74歳の方 で一定の障がいがあり、後期高齢者医療制度に加入された方に交付 されます。

現在の保険証の有効期限は平成25年7月31日となっていますので、 8月1日からは7月中に郵送する新しい保険証をご使用ください。

古い保険証を処分されるときは、住所や氏名が見えないよう裁断す るなど十分注意してください。

被保険者番号 〇〇〇〇〇〇〇

名 笠松 太郎

有効期限平成26年7月31日

後期高齢者医療被保険者証 有効期限 | 被保険者番号|| ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 平成 26年 7月 31日 | 住 | 所 羽島郡笠松町司町1番地

 
 有 月 日
 大郎
 性 別 男

 6 取得年月日
 昭和○年○月○日

 効 期 日
 平成○年○月○日

 付 年 月 日
 平成25年8月1日

 7 年 月 日
 平成25年8月1日
・部負担金の割合

保 険 者 番 号 39213038 保 険 者 名 岐阜県後期高齢者医療広域連合

# 平成25年度の保険料額が決定しました

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得 割額」の合計となり、平成25年度の保険料は平成24年中の所得を基に個人単位で計算されます。

5月末までに岐阜県の後期高齢者医療制度の被保険者になられた方には、7月中旬に「後期高 齢者医療保険料額決定通知書」を郵送します。保険料額や納付方法が記載されていますので、ご確 認ください。

### 【保険料の決まり方】

※所得=総所得金額等-33万円(基礎控除額)

# 平成25年度の 保険料

限度額55万円(年額)

均等割額

被保険者1人当たり 40,670円



所得割額

被保険者の所得※× 所得割率7.83%

# 平成25年度の保険料の軽減措置

#### ①均等割額の軽減

軽減割合	世帯(被保険者と世帯主)の平成24年中の総所得金額等の合計額
9割軽減	「33万円(基礎控除額)」以下の世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない場合)
8.5割軽減	「33万円(基礎控除額)」以下の世帯
5割軽減	「33万円(基礎控除額)+24.5万円×世帯の被保険者数(被保険者である世帯主を除く)」以下の世帯
2割軽減	「33万円(基礎控除額)+35万円×世帯の被保険者数」以下の世帯

●均等割額軽減判定時の総所得金額等は、各収入から必要経費や控除額を差し引いた所得金額の 合計額となります。

ただし譲渡所得は特別控除前の金額となるほか、事業専従者控除の適用はなく、専従者給与額は 事業主の所得に合算されます。また、年金所得は年金収入から公的年金等控除額と特別控除15万円 (65歳以上の方のみ適用)を差し引いた金額となります。

●軽減判定日は4月1日または資格を取得した日となります。

#### ②所得割額の軽減

所得割額を負担する方のうち、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方は、所得割額が 一律5割軽減されます。

#### ③被用者保険※の被扶養者であった方

被用者保険の被扶養者であった方は、所得割額の負担はなく、均等割額が9割軽減されます。 ※被用者保険…協会けんぽ・健康保険組合・船員保険・共済組合の公的医療保険の総称(国民健康保険・国民健康保険組合は含まれません)